

第1章 意匠登録出願の分割

1. 概要

意匠法第10条の2は、出願人が、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる旨を規定している。また、同条は、意匠登録出願の分割が適法になされた場合には、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる旨を規定している。

意匠登録出願の分割制度は、意匠法第7条が規定する一意匠一出願の原則（第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」参照）に反し、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、出願人の救済を図ったものである。

なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。

2. 意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。

(2) 意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は、審査官は出願人が同一であると判断する。

(3) 二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書の記載及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形状等を表している場合など（第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」参照）や、一つの物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品の中に、形状等の一体性ある

いは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されている場合が該当する。

- (4) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

3. 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

- (1) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合
- (2) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- (3) 意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- (4) 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のことを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合
- (5) 一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願に分割した場合

4. 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

審査官は、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

5. 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類（電磁的方法により提供されたものを含む。）であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續に必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手續に必要な書面又は書類（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項（これらの規定を第15条第1項において準用する同法第43条の2第2項及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないもの）は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。